

特定健診等システム標準仕様書【第1.0版】(案) に関する意見照会について

令和6年6月12日

1. 特定健診等システム標準仕様書案における前提

○標準仕様書案の作成にあたり以下を前提としている。

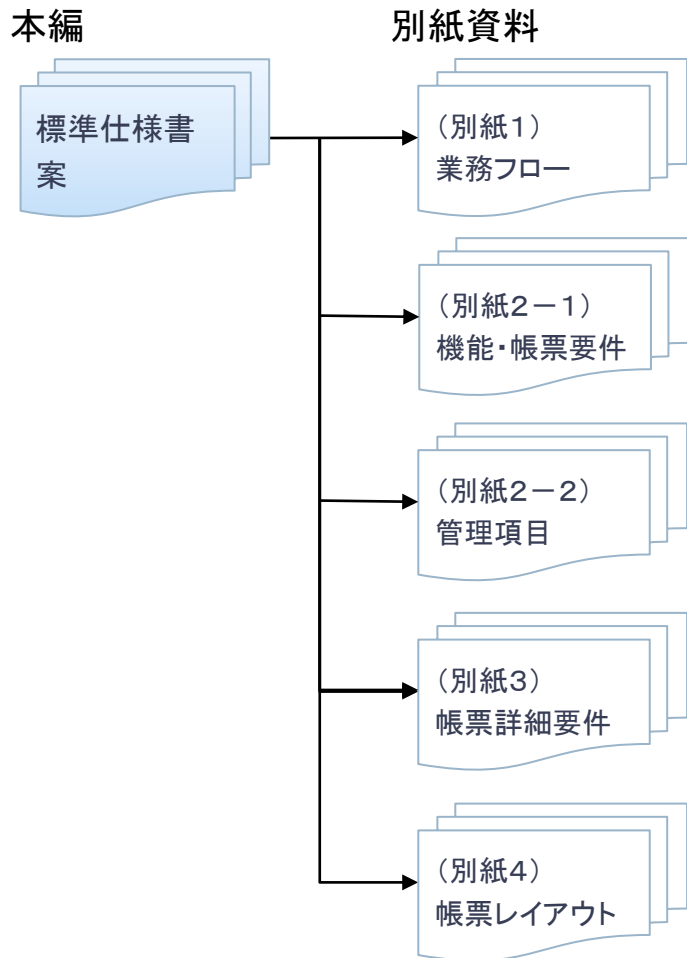
No	観点	標準仕様の記載方針
1	版数・公開時期について	令和6年8月に標準仕様書【第1.0版】を公開する予定としている。
2	法令、国が公開する資料等に記載がある要件	要件として詳細に定めることはせず、該当する法令、様式等に準拠することとしている。
3	特定健診等データ管理システムとの連携要件	具体的な連携項目等は記載せず、該当する特定健診等データ管理システムのインターフェース名を記載している。
4	帳票詳細要件、帳票レイアウト	特定健診等データ管理システムで出力される帳票をベースに、記載している。
5	事務運用にて利用頻度が極めて低い要件	内部利用の一覧帳票や独自集計等の機能、実運用上で利用頻度が極めて低い機能や代替手段にて運用が可能な機能については、原則EUC機能の利用することとしている。

2. 特定健診等システム標準仕様書案の構成および確認の観点

○標準仕様書案の構成を以下に示す。

○ご意見の記入にあたっては、以下に示す各資料の位置づけ及び確認の観点を参照いただきたい。

【標準仕様書案の構成】



No	資料名	資料の位置づけ及び確認の観点
1	標準仕様書案	標準化に関する背景や目的のほか、標準仕様書の位置づけや基本的な考え方を整理した資料となっている。 <u>制度面・業務面の観点から過不足なく記載されているか確認いただきたい。</u>
2	(別紙1) 業務フロー	業務運用をイメージするための参考資料として作成している。 <u>標準的な運用モデルとして過不足なく記載されているか確認いただきたい。</u>
3	(別紙2-1) 機能・帳票要件	「〇〇できること」といった要件を定義している。 <u>標準的に必要な機能が過不足なく記載されているか確認いただきたい。</u>
4	(別紙2-2) 管理項目	システムとして管理する項目を定義している。 <u>標準的に必要な管理項目が過不足なく記載されているか確認いただきたい。</u>
5	(別紙3) 帳票詳細要件	帳票レイアウトに対して出力する印字項目を定義している。 <u>標準的に必要な印字項目が過不足なく記載されているか確認いただきたい。</u>
6	(別紙4) 帳票レイアウト	特定健診等データ管理システムの帳票レイアウトをベースに定義している。 <u>標準的に必要なレイアウトが過不足なく記載されているか確認いただきたい。</u>

2. 第0.9版からの変更点

○ 他システム連携について、第1.0版(案)では以下の通り対応している。

N O	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
1	課税情報の連携	特定健診等システムにおいて、課税情報の連携の必要性について検討が必要。 連携が必要な場合、どのような利用ケースを想定して、どのような項目を連携する必要があるかを整理する必要がある。	第2回WTにて課税情報の連携について構成員の皆様からアンケートを取得したところ、特定健診および後期高齢者健診について、課税情報の連携機能は現在未実装であり、標準拠システムにおいても不要というご意見を多くいただいた。一方で、個人住民税システムから課税情報を連携しているというご意見もいただいているが、特定健診等システムというよりは、健康管理システムにおいて連携しているものと判断し、特定健診等システムにおいては連携不要と考え、当該機能要件を削除した。合わせて、課税情報から自己負担金額を判定する機能も削除した。

■仕様書修正イメージ

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件
1. 特定健診等共通	1.1. 他システム連携			0990007	国民健康保険システムに、国保世帯課税情報を照会する ※1 データの参照、取り込みは問わず、特定健診等システムで利用できること ※2 異動内容をEメール機能等により確認できること
1. 特定健診等共通	1.1. 他システム連携			0990008	国民健康保険システムに、国保世帯課税情報を照会する ※1 連携頻度は日次・月次とする
1. 特定健診等共通	1.1. 他システム連携			0990009	国民健康保険システムに、国保世帯課税情報を照会する ※1 連携頻度はリアルとする
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件
2. 【特定健診】対象者管理	2.2. 受診券情報管理機能			0990093	住民ごとに特定健診受診券情報を管理（登録・更新・削除・照会）できること。 ※1 交付年月日、有効期限、窓口負担額を登録できること。 ※2 国保世帯課税情報に応じた窓口負担額が設定できること。 【管理項目】 「（別紙2-2）管理項目_02. 【特定健診】対象者管理」[受診券情報]参照

■修正対象箇所

○(別紙2-1)機能・帳票要件

- ・01. 特定健診等共通: 機能ID0990007、0990008、0990009
- ・02. 【特定健診】対象者管理: 機能ID0990093、0990098
- ・04. 【特定保健指導】対象者管理: 機能ID0990140

2. 第0.9版からの変更点

○ 他システム連携について、第1.0版(案)では以下の通り対応している。

N O	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
3	後期高齢者医療保険情報の連携	後期高齢支援システム標準仕様書【第1.2版】において、「機能ID0250504:特定健診システムに、後期高齢者医療保険情報(異動情報を含む)を、提供できること」と定義されているが、実装区分は標準オプション機能となっている。	後期高齢支援システムからの連携機能の実装区分を実装必須機能から標準オプション機能に変更した。 代わりに後期高齢者医療広域連合電算処理システムより提供される後期高齢者医療の被保険者情報ファイルを取り込む機能を実装必須機能として追加した。

■仕様書修正イメージ

大項目 ▼	中項目 ▼	小項目 ▼	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別) ▼	機能ID ▼	機能要件 ▼	実装区分			
						特定健診等システム ▼	特定健診 ▼	特定保健指導 ▼	後期高齢者健診 ▼
1.特定健診等共通	1.1.他システム連携			0990010	後期高齢者医療システムに、後期高齢者医療保険情報を照会する。 ※1 データの参照、取り込みは問わず、特定健診等システムで利用できること ※2 異動内容をEUC機能等により確認できること	⊙ ○	×	×	⊙ ○
1.特定健診等共通	1.1.他システム連携			0990011	後期高齢者医療システムに、後期高齢者医療保険情報を照会する。 ※1 連携頻度は日次・月次とする	⊙ ○	×	×	⊙ ○
1.特定健診等共通	1.1.他システム連携			0990012	後期高齢者医療システムに、後期高齢者医療保険情報を照会する。 ※1 連携頻度はリアルとする	○	×	×	○
1.特定健診等共通	1.1.他システム連携			0990249	後期高齢者医療広域連合電算処理システムより提供される後期高齢者医療の被保険者情報ファイルを取り込み、後期高齢者医療保険情報を照会できること。 ※1 データの参照、取り込みは問わず、特定健診等システムで利用できること ※2 異動内容をEUC機能等により確認できること ※3 連携頻度は随時・日次・月次等とする	⊙	×	×	⊙

■修正対象箇所

○(別紙2-1)機能・帳票要件

・01.特定健診等共通:機能ID0990010、0990011、0990249

2. 第0.9版からの変更点

○ 特定健診等データ管理システムとの連携について、第1.0版(案)では以下の通り対応している。

N O	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
1	連携インターフェースの追加	全国意見照会にて、以下インターフェースの連携機能追加が必要ではないかとのご意見をいただいた。 ○FKAC161 ・特定健診結果等情報作成抽出(受診券情報)ファイル ○FKAC167 ・特定健診結果等情報作成抽出(健診結果情報(横展開))ファイル ○FKAC171 ・特定健診結果等情報作成抽出(全健診結果情報(横展開))ファイル	第2回WTにて左記インターフェースの実装状況について構成員の皆様からアンケートを取得した。 ○FKAC161 ・多くの構成員が実装済みであり、過年度の受診券情報の取込を行う際にFKAC161が必要というご意見をいただいたため、機能要件の追加を行った。 ○FKAC167 ・一部の構成員で実装済みであったが、FKAC163・164で同様の情報の取込が可能であるため、機能要件の追加は不要と判断している。 ○FKAC171 ・全ての構成員で実装されておらず、FKAC163・164で同様の情報の取込が可能であるため、機能要件の追加は不要と判断している。

■仕様書修正イメージ

大項目	中項目	小項目	改正種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	実装区分 特定健診等システム	特定健診
2.【特定健診】対象者管理	2.2.受診券情報管理機能			0990250	特定健診等データ管理システムで発番済みの特定健診受診券情報を取り込みできること。 ※1 登録時にはデータ登録時チェックに関する機能要件を実施し、エラー内容はリストとして出力できること <以下特定健診等データ管理システムインターフェース> FKAC161：特定健診結果等情報作成抽出(受診券情報)ファイル 【管理項目】 「(別紙2-2)管理項目_02.【特定健診】対象者管理」[受診券情報]参照	○	○

■修正対象箇所

○(別紙2-1)機能・帳票要件

・02.【特定健診】対象者管理:機能ID0990250

2. 第0.9版からの変更点

- 管理項目（別紙2－2）について、第1.0版（案）では以下の通り対応している。

N o	概要	検討・課題事項	対応方針（案）
1	独自施策項目の追加	全国意見照会にて、管理項目（別紙2－2）で定義されている項目に追加して、自治体独自の項目を管理する必要があるのではないかというご意見を多数いただいている。	構成員の皆様からも同様の意見をいただいている。自治体独自の健診・問診を実施するケースが想定されるため、管理項目として独自施策項目を追加する。独自施策項目の考え方は健康管理システム標準仕様書と平仄を合わせた形としている。

■仕様書修正イメージ

健診実施情報 管理項目	エビデンス
eGFR勧奨判定	標準的な健診・保健指導プログラム 別紙 5
ヘモグロビン値勧奨判定	標準的な健診・保健指導プログラム 別紙 5
登録日	
登録支所	
独自施策半角項目	
独自施策日付項目	
独自施策全角項目	
独自施策コード項目	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

■修正対象箇所

- （別紙2－2）管理項目

- ・03.【特定健診】健診情報管理：健診実施情報
- ・05.【特定保健指導】指導情報管理：初回面接実施情報、保健指導計画情報、中間評価情報、継続支援情報、評価情報
- ・07.【後期高齢者健診】健診情報管理：後期高齢者健康診査

2. 第0.9版からの変更点

○ 管理項目(別紙2-2)について、第1.0版(案)では以下の通り対応している。

N O	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
2	第1期～第2期の項目	全国意見照会にて、特定健診・特定保健指導の第1期～第2期でのみ管理されていた項目についても、管理項目として定義する必要があるのではないかというご意見を多数いただいている。	構成員の皆様からも同様の意見をいただいている。第1期からの健診結果を履歴管理し、業務に活用するケースが想定されるため、第1期～第2期でのみ管理されていた項目についても、管理項目として定義する。 また、特定健診、後期高齢者健診、特定保健指導で、管理項目名およびエビデンスの記載粒度が合っていない箇所があったため、合わせて修正を行う。

■仕様書修正イメージ

健診実施情報 管理項目	エビデンス	継続支援情報 管理項目	エビデンス
風血 喫煙 (第1期～第3期)	電子的な標準様式 第4期 (2024年度～2029年度分) XML用特定健診項目情報：質問票「貧血」 ※第3期のコード 電子的な標準様式 XML用特定健診項目情報：質問票「喫煙」 ※第3期まで入力可。	支援の実施日付	電子的な標準様式 XML用特定保健指導項目情報：継続支援情報「支援Aの実施日付」「支援Bの実施日付」「支援Cの実施日付」 共同処理業務インターフェース仕様：特定保健指導結果データ(CSV)継続A・特定保健指導結果データ(CSV)継続B「支援実施日付」、特定保健指導結果データ(CSV)継続支援「支援の実施日付」、特定健診結果等情報作成抽出(保健指導情報) ファイル「支援実施年月日」
喫煙 (第4期～)	電子的な標準様式 第4期 (2024年度～2029年度分) XML用特定健診項目情報：質問票「喫煙」 ※第4期から入力可。	支援Aの支援形態 (第1期～第3期)	電子的な標準様式 XML用特定保健指導項目情報：継続支援情報「支援Aの支援形態」 共同処理業務インターフェース仕様：特定保健指導結果データ(CSV)継続A「支援形態」、特定健診結果等情報作成抽出(保健指導情報) ファイル「支援形態コード」 ※第3期まで入力可。
20歳からの体重変化	電子的な標準様式 第4期 (2024年度～2029年度分) XML用特定健診項目情報：質問票「体重変化」 ※第4期から入力可。	支援Bの支援形態 (第1期～第3期)	電子的な標準様式 XML用特定保健指導項目情報：継続支援情報「支援Bの支援形態」 共同処理業務インターフェース仕様：特定保健指導結果データ(CSV)継続B「支援形態」、特定健診結果等情報作成抽出(保健指導情報) ファイル「支援形態コード」 ※第3期まで入力可。
30分以上の運動習慣	電子的な標準様式 第4期 (2024年度～2029年度分) XML用特定健診項目情報：質問票「運動習慣」 ※第4期から入力可。	支援の支援形態 (第4期～)	電子的な標準様式 XML用特定保健指導項目情報：継続支援情報「支援の支援形態」 共同処理業務インターフェース仕様：特定保健指導結果データ(CSV)継続支援「支援の支援形態」、特定健診結果等情報作成抽出(保健指導情報) ファイル「支援形態コード」 ※第4期から入力可。
歩行又は身体活動	電子的な標準様式 第4期 (2024年度～2029年度分) XML用特定健診項目情報：質問票「歩行又は身体活動」 ※第4期から入力可。	支援の実施時間	電子的な標準様式 XML用特定保健指導項目情報：継続支援情報「支援Aの実施時間」「支援Bの実施時間」「支援Cの実施時間」 共同処理業務インターフェース仕様：特定保健指導結果データ(CSV)継続A・特定保健指導結果データ(CSV)継続B・特定保健指導結果データ(CSV)継続支援「支援の実施時間」、特定健診結果等情報作成抽出(保健指導情報) ファイル「支援実施時間」 ※第4期から入力可。
歩行速度 1年間の体重変化 (第1期～第2期)	電子的な標準様式 第4期 (2024年度～2029年度分) XML用特定健診項目情報：質問票「歩行速度」 ※第2期まで入力可。	支援の実施ポイント	電子的な標準様式 XML用特定保健指導項目情報：継続支援情報「支援Aの実施ポイント」「支援Bの実施ポイント」「支援Cの実施ポイント」 共同処理業務インターフェース仕様：特定保健指導結果データ(CSV)継続A・特定保健指導結果データ(CSV)継続B・特定保健指導結果データ(CSV)継続支援「支援の実施ポイント」、特定保健指導結果データ(CSV)継続支援「支援の実施ポイント」
咀嚼 (第3期～)	電子的な標準様式 第4期 (2024年度～2029年度分) XML用特定健診項目情報：質問票「咀嚼」 ※第3期から入力可。		

■修正対象箇所

○(別紙2-2)管理項目

- ・03.【特定健診】健診情報管理：健診実施情報
- ・05.【特定保健指導】指導情報管理：初回面接実施情報、保健指導計画情報、中間評価情報、継続支援情報、評価情報、計画上の集計情報、実施上の集計情報
- ・07.【後期高齢者健診】健診情報管理：後期高齢者健康診査

2. 第0.9版からの変更点

- 実装必須機能が過剰ではないかというご意見をいただいております、第1.0版(案)では以下の通り対応している。

N O	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
1	除外対象者 情報管理機 能	除外対象者情報の管理については、特定健診等データ管理システムでのみ管理するケースもあり、標準オプション機能でも良いのではないかとのご意見をいただいている。	ご意見のとおり、特定健診等データ管理システムでのみ管理するケースもあるため、実装区分を標準オプション機能に変更した。

■仕様書修正イメージ

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	実装区分			
						特定健診等システム	特定健診	特定保健指導	後期高齢者健診
1.特定健診等共通	1.3.データ管理機能			0990038	除外対象者情報を管理(登録・更新・削除・照会)できること。 【管理項目】 「(別紙2-2)管理項目_01.特定健診等共通」[除外対象者情報]参照	○	○	○	○
1.特定健診等共通	1.3.データ管理機能			0990039	除外対象者情報について、特定健診等データ管理システムへの情報提供用ファイルが作成できること。 <以下特定健診等データ管理システムインターフェース> FKAA121: 特定健診除外対象者データ	○	○	○	○
1.特定健診等共通	1.3.データ管理機能			0990224 0990248	特定健診等データ管理システムから取得した除外者情報ファイル(CSV)を一括して取り込みできること。 <以下特定健診等データ管理システムインターフェース> FKAC166: 特定健診結果等情報作成抽出(除外情報)ファイル	○	○	○	○

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	実装区分	
						特定健診等システム	特定健診
2.【特定健診】対象者管理	2.2.受診券情報管理機能			0990094	特定健診受診券情報登録時に除外対象者のチェックを行い、除外対象者が含まれている場合は整合性チェック(エラー・アラート)ができること。	○	○

■修正対象箇所

○(別紙2-1)機能・帳票要件

- ・01.特定健診等共通:機能ID0990038、0990039、0990248
- ・02.【特定健診】対象者管理:機能ID0990094、0990099
- ・04.【特定保健指導】対象者管理:機能ID0990149
- ・06.【後期高齢者健診】対象者管理:機能ID0990196

2. 第0.9版からの変更点

- 帳票レイアウトについて、特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4.1版)に合わせて、第1.0版(案)では以下の通り対応している。

N O	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
1	受診券・利用券	被保険者証の廃止に伴い、特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4.1版)に掲載されている受診券・利用券の様式における裏面記載が変更となった。	様式に合わせて帳票レイアウト(別紙4)の修正を行った。最終的には、特定健診等データ管理システムから出力される受診券・利用券に合わせて、レイアウト調整を行う想定である。

■仕様書修正イメージ

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (印鑑) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (印鑑) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (氏名) 修正 枚数	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (印鑑) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (印鑑) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (氏名)
特定健康診査受診上の注意事項 - この券の交付を受けるときは、すでに、手続の仕度済にご自身の住所を自署し てください。(特定健康診査受診結果見当の交付に当たります。) - 特定健康診査を受診するときは、この券を裏面に掲出するとともに、以下の いずれかに基づく健康診査の受付を受けてください。 ・マイナンバーカードによるオンライン資格確認(受診する施設が対応してい る場合) ・マイナンバーの保険証裏面の提示 ・マイナポータル画面の提示 ・資格確認又は被保険者証 - 特定健康診査はこの券に記載してある有効期限内に受診してください。 - 特定健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者にお いて保存し、必要に応じて、保健指導等に活用しますので、この券のうえ、受診 票を貼ります。 - 健診結果のデータファイルは、決定的に提出されることがある他、国へ の実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、この券の上記 記載を貼ります。 - 被保険者の資格が無くなったときは、5日以内にこの券を保険者に返してくだ さい。 - 不正にこの券を使用した者は、罰則により罰金等として懲役の処分を受ける こともあります。 - この券の記載事項に変更があった場合には、すでに保険者等に提出して訂正 を受けてください。 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考1) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考2) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考3) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考4) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考5) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考6) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考7) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考8) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考9) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考10) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考11) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考12) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考13) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考14) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考15) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考16) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考17) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考18) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考19) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考20)	特定健康診査受診上の注意事項 - 特定健康診査を受診するときは、利用券を裏面に掲出するとともに、以下のいずれかに基づく健康 診査の受付を受けてください。 ・マイナンバーカードによるオンライン資格確認(受診する施設が対応している場合) ・マイナンバーの保険証裏面の提示 ・マイナポータル画面の提示 ・資格確認又は被保険者証 - 健康機関に受診中の場合、主治医に特定健康診査を受けてもよいかどうかを確認してください。 - 特定健康診査は利用券に記載してある有効期限内に利用してください。 - 窓口での自己負担は、原則、特定健康診査開始時に支払われます。なお、全額負担でき ない場合は、負担割合が適用されます。 - 特定健康診査の受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者にお いて保存し、必要に応じて、保健指導等に活用しますので、この券のうえ、受診 票を貼ります。 - 健診結果のデータファイルは、決定的に提出されることがある他、国へ の実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、この券の上記 記載を貼ります。 - 被保険者の資格が無くなったときは、この券を使用する利用者は、すみやかにこの券を 保険者等に返してください。 - 不正にこの券を使用した者は、罰則により罰金等として懲役の処分を受けることもあります。 - この券の記載事項に変更があった場合には、すでに保険者等に提出して訂正を受けてください。 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考1) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考2) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考3) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考4) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考5) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考6) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考7) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考8) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考9) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考10) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考11) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考12) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考13) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考14) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考15) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考16) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考17) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考18) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考19) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (備考20)

■修正対象箇所

○(別紙4)帳票レイアウト

- ・02.【特定健診】対象者管理:01_特定健康診査受診券(1)_A4、03_特定健康診査受診券(1)_はがき
05_特定健康診査受診券(セット券)(1)_A4、07_特定健康診査受診券(セット券)(1)_はがき
- ・04.【特定保健指導】対象者管理:01_特定保健指導利用券(1)_A4、03_特定保健指導利用券(1)_はがき
- ・06.【後期高齢者健診】対象者管理:01_後期健康診査受診券(1)_A4、03_後期健康診査受診券(1)_はがき

2. 第0.9版からの変更点

○ 別紙2-1機能帳票要件の整合性を考慮し、第1.0版(案)では以下の通り対応している。

N O	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
1	機能帳票要件(別紙2-1)	特定健診・特定保健指導をそれぞれのサブユニットで調達するケースを想定し、別紙2-1機能帳票要件の02.【特定健診】対象者管理及び03.【特定健診】健診情報管理にサブユニットとして調達した場合の実装区分を分けて記載する必要があるのではないかとのご意見をいただいている。	ご意見の通りであるため、機能帳票要件(別紙2-1)の修正を行った。

■仕様書修正イメージ

大項目	中項目	小項目	改正種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	実装区分	
						特定健診等システム	特定健診
2.【特定健診】対象者管理	2.2.受診券情報管理機能			0990096	特定健診受診券情報登録時に保健指導中の対象者のチェックを行い、保健指導中の対象者が含まれている場合は整合性チェック(エラー・アラート)ができること。	◎	○
大項目	中項目	小項目	改正種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	特定健診等システム	特定健診
3.【特定健診】健診情報管理							
3.【特定健診】健診情報管理	3.1.健診結果管理機能			0990116	住民を指定して特定健診結果情報を管理(登録・更新・削除・照会)ができること。 ※1 年度ごとに受診歴を管理できること ※2 同一年度内の複数回受診も管理ができること 【管理項目】 「(別紙2-2)管理項目_03.【特定健診】健診情報管理」[健診実施情報]参照	◎	◎

■修正対象箇所

- (別紙2-1)機能・帳票要件
 - ・02.【特定健診】対象者管理全般
 - ・03.【特定健診】健診情報管理全般

2. 第0.9版からの変更点

○ 医療機関情報について、第1.0版(案)では以下の通り対応している。

N O	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
1	医療機関情報の管理	医療機関情報の管理について、健康管理システムと平仄と合わせる形としてほしいというご意見をいただいている。	健康管理システムと平仄を合わせ、自治体独自の医療機関コードの管理(機能ID:0990223)を実装必須とした。ただ、特定健診等業務においては、保険医療機関コードは必須であると考えられるため、機能ID:0990021は実装必須のままとしている。

■仕様書修正イメージ

大項目 ▼	中項目 ▼	小項目 ▼	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別) ▼	機能ID ▼	機能要件 ▼	実装区分			
						特定健診等システム ▼	特定健診 ▼	特定保健指導 ▼	後期高齢者健診 ▼
1. 特定健診等共通	1.2. マスタ管理機能			0990223	医療機関情報を管理(登録・修正・削除・照会)できること。 ※1 自治体独自の医療機関コードを管理できること				

医療機関情報 管理項目	エビデンス
市区町村コード	
医療機関コード(自治体独自)	
最新フラグ	
保険医療機関コード	
医療機関名カナ	
医療機関名	
郵便番号	
住所	
方書	
電話番号	
FAX番号	
所属医師会	
実施事業	
削除フラグ	
操作者ID	
操作年月日	
操作時刻	

■修正対象箇所

○(別紙2-1)機能・帳票要件

・01.特定健診等共通:機能ID0990223

○(別紙2-2)管理項目

・01.【特定健診】特定健診等共通:医療機関情報

3. その他の主なご意見について

○ その他の主なご意見について、第1.0版(案)では以下の通り整理している。

N O	概要	検討・課題事項	対応方針(案)
1	標準帳票(別紙3・4)	受診券・結果票等について、独自レイアウトで対応している自治体もあるため、標準帳票(別紙3・4)について標準オプション機能でも良いのではないかとのご意見をいただいた。	独自レイアウトを許容してはいるものの、あくまで標準帳票をもとに、任意のレイアウトに変更するという整理としているため、標準帳票については実装必須機能のままとしている。
2	特定健診等データ管理システムとの連携	特定健診等データ管理システムとの連携インターフェースについて、すべてを実装必須にする必要はないのではないかとのご意見をいただいた。	除外登録者の連携については標準オプション機能としている。それ以外の連携については、受診券情報・利用券情報・健診結果情報・指導結果情報といった基本的な情報の連携となるため、実装必須機能のままとしている。
3	住登外情報の連携	全国意見照会にて、国民健康保険システムおよび後期高齢者医療システムで管理している住登外者情報(個人連絡先・送付先情報を含む)の連携が必要ではないかとのご意見をいただいた。	第2回WTにて住登外者情報の連携について構成員の皆様からアンケートを取得したところ、住登外者情報の連携機能は現在未実装であり、標準準拠システムにおいても不要というご意見を多くいただいた。 一方で、統合宛名管理システムから住登外者情報を連携しているというご意見もいただいているが、統合宛名管理システムは独自施策システムと位置付けられるため、データ要件・連携要件標準仕様書に準拠する形で連携されるものと考えている。 上記を踏まえて、特定健診等システム標準仕様書としては、住登外者情報の連携機能は標準化範囲外と整理している。

4. 適合基準日について

- 適合基準日について、以下の通り整理している。
- 令和7年度末までは現行の標準化対応で自治体及びベンダが手一杯になることを想定すると、
 - ・令和8年度に予算調整用のFit & Gapを実施
 - ・令和9年度にベンダ選定、予算調整を実施
 - ・令和10年度に標準準拠システムへの移行作業を実施というスケジュールも想定される。
- 適合基準日はあくまで最終期限であり、適合基準日より前に実装することも可能であることを踏まえて、ベンダ構成員のご意見を考慮すると、適合基準日を令和11年4月1日とするのはいかがか。
 - ⇒上記の適合基準日素案についてご意見をいただきたい。
 - ⇒今後、構成員の皆様および全国意見照会でのご意見を踏まえて、関係省庁との協議を進める。